

不適合管理委員会報告情報  
平成18年2月10日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(A)の渦流探傷検査時、チューブ肉厚判定基準外れ(2270本中4本)が認められたため、チューブを交換	
2	2号機	主復水器細管洗浄装置(B1)回収器において、上蓋止め金具の外れが認められたため、当該止め金具を取付	
3	3号機	ほう酸水注入系貯蔵タンクの濃度分析時、ほう酸水濃度の社内管理値外れが認められたため、ほう酸水濃度を調整	
4	3号機	旧廃棄物地下貯蔵設備機器ドレンサンプポンプ(A)において、出口逆止弁に開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	
5	3号機	プラント診断・評価において、給水流量発信器(FT-110A)の動作不良が認められたため、当該発信器を点検・調整	
6	5号機	屋外ストームドレン放出配管(ストームドレン処理建屋外側)において、配管に腐食が認められたため、当該配管を補修塗装	
7	6号機	可燃性ガス濃度制御系(A-2)希釈水入口二次逆止弁の分解点検時、ボンネットのガスケットシール面に腐食が認められたため、当該シール面を修理	
8	6号機	気体廃棄物処理系排ガストレンポンプ入口弁(AO-N62-F265)の点検時、駆動部下部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
9	6号機	チャコール塔出口弁(AO-N62-F114)等5台の空気作動弁の点検時、ルブリケータのオイル滴下窓より微少なエアリークの他、空気圧ゲージの作動不良等が認められたため、当該部を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却系海水配管点検時、フランジ部のライニングにピンホールが認められたため、当該部ライニングを修理	
11	6号機	高圧復水ポンプ(B)電動機(3-C2B)の点検時、固定子楔(61本)に緩みが認められたため、当該楔を交換	
12	6号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器(C)温度検出器(TE-N62-013C)の点検時、検出器先端の溶接部に亀裂が認められたため、当該部を修理	
13	6号機	低圧タービン(B・C)ノズルダイヤフラム下半ノズル板の目視検査時、ノズル板に開口が認められたため、ノズル板を溶接補修	
14	6号機	原子炉補機冷却水ポンプ(C)出口逆止弁(7-9V1C)の分解点検時、弁軸に異常な形状が認められたため、対応を検討	
15	6号機	タービン建屋1階大物搬入口エリアの照明電源用遮断器(CKT-9)において、トリップ事象が認められたため、当該遮断器及び回路を点検・修理	
16	6号機	主復水器細管洗浄装置(B1)の点検時、ボール循環ポンプのシール水圧力調整弁ボンネットより水のリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
17	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ(A)において、ポンプ流量低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	
18	集中環境施設	重油タンクにおいて、ベント管のフランジ部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
19	集中環境施設	軽油タンクにおいて、ベント管のフランジ部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
20	その他	海生物処理設備臭気吸引ファン用電動機の点検時、プーリーとシャフト間の嵌合値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
21	その他	海生物処理設備クーリングタワー用電動機の点検時、エンドブラケット軸受ハウジングの寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
22	その他	海生物処理設備重油圧送ポンプ(B)用電動機の点検時、カップリングとシャフト間の嵌合値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
23	その他	水処理設備排水処理装置濃縮槽において、汚泥の蓄積が認められたため、汚泥を除去・清掃	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで